審査基準

令和2年3月23日作成

| 法 令 名 | 古物営業法 |
|----------|---|
| 根拠条項 | 第3条第1項 |
| 処分の概要 | 古物商の許可 |
| 原権者(委任先) | 鳥取県公安委員会 |
| 法令の定め | ・ 古物営業法第4条(許可の基準)、第5条第1項(許可の手続) ・ 古物営業法施行規則第1条(許可の申請)、第2条(古物の区分) |
| 審査基準 | 古物営業法第4条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。 |
| 標準処理期間 | 3 5 日 |
| 申 請 先 | 申請書は、あなたの営業所(営業所のない者にあっては、住所又は 居所をいう。)の所在地を管轄する警察署の担当窓口に提出してください。 |
| 問い合わせ先 | 鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話 0857-23-0110) |
| 備考 | |